

倉敷市地域防災計画 修正の概要

1 計画修正の考え方

国の防災基本計画や、岡山県の地域防災計画等の修正を反映させるとともに、昨今発生した災害を踏まえた防災対策や、気象庁の防災気象情報の伝え方が変更されたことに伴う避難情報の発令基準の見直し等、実態に即した更なる防災対策を推進するため、倉敷市地域防災計画の修正を行うもの。

2 主な修正内容

(1) 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

① 盛土による災害の防止に向けた対応【修正案 P47】

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うことなどを記載した。

② 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化【修正案 P80】

県は、平時から安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理を行うほか、市と県が連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな絞り込みに努めること、また安否不明者についても、積極的に情報収集を行うことなどを記載した。

(2) 各種計画との整合性や、最近の施策の進展を踏まえた修正

① 避難情報発令基準の見直し【修正案 P95～P101】

キキクル（危険度分布）「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合、指定河川洪水予報の氾濫危険情報の予測に基づく発表など、気象庁の防災気象情報の伝え方が変更されたことに伴い、避難情報の発令基準や内容を見直した。

② 指定避難所における環境整備

停電時にも施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める【修正案 P35、P105～P106】ほか、食物アレルギーを有する方の把握やアセスメントの実施【修正案 P35、P108】、また食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めること【修正案 P35、P108】などを記載した。

③ 個別避難計画に定めるべき事項の明確化【修正案 P38】

避難支援関係者となる者や、個人情報の取扱い、情報の更新に関する事項など、個別避難計画の作成に関し、定めるべき事項を記載した。

④ 建物等の安全性の確保【修正案 P32】

安全対策として、市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るとともに、平時から災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めることなどを記載した。

⑤ 防災機関相互の連携体制【修正案 P62】

迅速な応急体制の整備に向け、他の関係機関と連携のうえ、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めることなどを記載した。